

○昭和町下水道条例

平成4年12月24日
条例第25号

目次

- 第1章 総則(第1条・第2条)
- 第2章 排水設備の設置等(第3条―第9条)
- 第3章 公共下水道の使用(第10条―第17条)
- 第4章 使用料及び手数料(第18条―第20条)
- 第5章 行為及び占用の許可(第21条―第26条)
- 第6章 雑則(第27条―第30条)
- 第7章 罰則(第31条・第32条)

附則

第1章 総則

(趣旨)
第1条 この条例は、下水道法(昭和33年法律第79号、以下「法」という。)その他法令に定めるもののほか、昭和町(以下「町」という。)が設置する公共下水道の管理及び使用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)
第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 下水 法第2条第1号に規定する生活若しくは事業(耕作の事業を除く。)に起因し、若しくは附随する排水(以下「汚水」という。)又は雨水をいう。
- (2) 公共下水道 法第2条第3号に規定する下水を排除し、又は処理するために町が管理する下水道で、流域下水道又は甲府市公共下水道に接続するものであり、かつ、汚水を排除すべき排水施設の相当部分が暗渠である構造のものをいう。
- (3) 排水区域 法第2条第7号に規定する公共下水道により汚水を排除することができる地域で、町長が公共下水道の供用開始を公示した区域をいう。
- (4) 処理区域 法第2条第8号に規定する排水区域のうち排除された汚水を終末処理場により処理することができる地域で、町長が公共下水道の処理開始を公示した区域をいう。
- (5) 排水設備 法第10条第1項に規定する汚水を公共下水道に流入させるために必要な排水設備(屋内の排水管、これに固着する洗面器及び水洗便所のタンク並びに便器を含み、し尿浄化槽を除く。)をいう。
- (6) 障害施設 法第12条第1項に規定する汚水による障害を除去するために必要な施設をいう。
- (7) 特定事業場 法第12条の2第1項に規定する特定事業場をいう。
- (8) 公共ます 排水設備から排除される汚水を受けるますをいう。
- (9) 取付管 公共ますから公共下水道の本管に接続する排水管をいう。
- (10) 使用者 汚水を公共下水道に排除してこれを使用する者をいう。

第2章 排水設備の設置等

(汚水と雨水の分流)
第3条 公共下水道の供用開始された区域においては、汚水は公共下水道に、雨水は公共水域(水質汚濁防止法(昭和45年法律第138号)第2条第1項に規定するものをいう。)に放流するものとする。ただし、町長が認められた汚水にかぎり雨水として放流することができる。

(排水設備の設置義務)

第4条 公共下水道の供用開始の日において排水設備を設置すべき者は、当該日から1年以内に当該排水設備を設置しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合で町長の許可を得たときは、この限りでない。

- (1) 災害等のために期限内に排水設備を設置できない場合
- (2) 家屋の建設のために期限内に排水設備を設置できない場合
- (3) 土地区画整理事業の事業認可区域内で住宅移転が確実な場合
- (4) 期限内に転居等が確実な場合
- (5) その他特別な事情があると町長が認めた場合

2 前項ただし書の規定により期限内に排水設備を設置できないことの許可を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記した延長許可申請書を町長に提出しなければならない。なお、延長許可申請書には、期限内に設置できないことを証明する資料を添付しなければならない。

- (1) 申請者の氏名及び住所
- (2) 期限内に設置できない理由
- (3) 延長する期間
- (4) その他の許可を得るのに必要な事項

(排水設備の接続方法及び内径等)
第5条 排水設備の新設、増設又は改築(以下「新設等」という。)を行うときは、次の各号に定めるところによらなければならない。

- (1) 公共下水道に汚水を流入させるために設ける排水設備は、公共ます又は他の排水設備等(以下「公共ます等」という。)で汚水を排除すべきものに固着させること。
- (2) 排水設備を公共ます等に固着させるときは、公共下水道の施設の機能を妨げ、又はその施設を損傷するおそれのない箇所及び工事の実施方法で、規則で定めるところによること。
- (3) 汚水を排除すべき排水管内径及び勾配は、町長が特別の理由があると認められた場合を除き、次の表の定めるところによるものとし、排水管の断面積は、同表左側の区分に応じ、それぞれ同表中部に掲げる排水管内径及び当該右側に掲げる勾配に相当する流下能力のあるものとする。

排水人口(人)	排水管内径(mm)	勾配
150未満	100以上	100分の2以上
150以上300未満	125以上	100分の1.7以上
300以上500未満	150以上	100分の1.5以上
500以上	200以上	100分の1.2以上

2 前項第3号の規定にかかわらず、1の建物又は敷地から排除される下水の一部を排除すべき排水管で、延長が3メートル以下のものの内径は、50ミリメートル(勾配100分の3以上)以上とすることができる。

(公共下水道に直接接続しない排水施設の新設等)
第6条 公共下水道に汚水を流入させるために設ける排水施設(排水設備及び法第24条第1項の規定によりその設置について許可を受けなければならない)の新設等を行うときは、次の各号に定めるところによらなければならない。

- (1) 汚水は、ます又は排水管渠で汚水を排除すべきものに、流入させるように設けること。
- (2) 堅固で耐久力を有する構造とすること。